

経審と建設工事標準請負約款の改正内容

＝経審改正＝

- 完成工事高（X 1点）と元請完成工事高（Z 2点）の評点テーブルを約700点に上方修正
- 評価対象の技術者を審査基準日前6カ月以上の恒常的雇用関係者に限定（継続雇用制度対象者は評価対象に含む）
- 社会性等（W点）において再生企業の営業年数を一律60点減点
- W点の評価項目に建設機械の保有状況とISOの取得状況を追加

＝建設工事標準請負約款改正（全体）＝

- 甲乙の表現を発注者・受注者、元請負人・下請負人に変更
- 全約款で受発注者、元下請負人の間に「調停人」を協議段階から参加させることが可能にする項目を追加

〈公共工事標準請負契約約款改正〉

- 権利義務の譲渡の項目の注意事項に「地域建設業経営強化融資制度」が該当する旨を記載
- 現場代理人の工事現場の運営、取り締まり、権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保される場合に常駐義務を緩和可能にする
- 受注者の請求による工期の延長の項目で、受注者の請求で必要な場合に工期の延長義務を規定、工期の延長が発注者に責任の場合は、代金や損害を発注者が負担する

- 前払金の項目に中間前払金を追加
- 発注者の解除権の項目に暴力団関与の際の規定を追加

〈民間建設工事標準請負契約約款（甲）改正〉

- 全面的に現行の民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に合わせて改正
- 部分払いの項目に2－3カ月ごとの出来高に相当する額との記述を追加
- 総則の第3項に協議、承諾、通知、指示、請求を原則書面による旨を記述

〈民間建設工事標準請負契約約款（乙）改正〉

- 部分払いの支払い額の規定に、契約成立時1割、1回目3割、2回目3か4割、引き渡し時3か2割の事例を記載

- 住宅建設瑕疵担保責任保険の加入に関する項目を追加

〈民間工事標準下請契約約款改正〉

- 工期の項目に、工期は下請負人の施工期間であることを明記
- 総則で法令順守や原則書面契約を記載